

## ハイライト:

- ・役員給与に関する取り扱いの理解を深めましょう!
- ・平成20年度与党税制改正大綱が発表されました!

# たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

## ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
役員給与に関する 取り扱い	1
平成20年度 与党税制改正大綱	2

早いものでもう12月。今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。

今号は役員給与に関する取り扱い及び発表されたばかりの平成20年度税制改正大綱に関して取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

## 役員給与に関する取り扱い

平成18年度税制改正前は役員報酬を、定時かつ定額で支給するものと臨時で支給するものに分け、臨時に支給するものについては損金算入を認めない(=課税対象に加える)と規定していました。これが改正後には、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与の3タイプに区分し、これらのいずれかに該当する場合には損金算入を認めるとされました。

### ①定期同額給与

1事業年度において、毎月の支給額が同額である給与。ただし、以下の場合であっても、全額損金算入を認めています。

A) 会計期間開始後3か月以内に金額の改定が行われた場合、改訂前の各月の支給額が同額、かつ改定以後の各月の支給額も同額である場合(例:3月決算会社で6月の総会時増額決定、7月より増額金額で支給)

4月	5月	6月	7月							3月
		総会								

← この部分も損金算入OK

B) 経営状況が著しく悪化したため、減額改定され、改訂前の各月の支給額が同額、かつ改定以後の各月の支給額も同額である場合(事例:3月決算会社で8月支給分より減額)

4月	5月	6月	7月							3月
				8月						

← この部分を減額してもOK

但し、B)の経営状況の著しい悪化とは、資金繰りが逼迫しており、どうしても給与が支払えないというような状況と解されていますので、安易な減額変更の場合では、変更前と変更後の金額差について損金処理は否認される可能性が高いと思われます。

#### <注意事項1> 役員分掌変更に伴う増額改定

例えば、代表取締役A氏が急に亡くなり、臨時株主総会でB氏が代表取締役に就任したことに伴いB氏の役員報酬額をA氏と同額まで増額した場合は、やむを得ない事情による臨時の分掌変更であるため、増額決定が会計期間3ヶ月経過後であったとしても全額定期同額給与として取り扱われます。

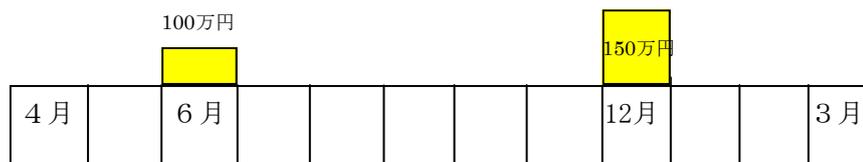
#### <注意事項2> 一定期間の減額

企業秩序を乱したことを理由に3ヶ月間等の一定期間役員給与を減額する場合は、企業秩序の維持、法人の社会的評価の悪影響を避けるためにやむを得ず行われる処分であるため、その処分内容が役員 の行為に照らして社会通念上相当と認められる場合には、減額された期間においても引き続き同額定期 給与の支給が行われているとして取り扱われます。

#### ② 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する給与であり、原則として株主総会において定めた上で、その定めの内容を所轄税務署長に届け出ることが損金経理の要件となっています。届出には期限があり、決議をした日から1ヶ月経過した日と会計期間開始の日から4ヶ月経過する日のいずれか早い日までとなっています。

<注意事項3> 届出金額と異なる金額を支給した場合～6月及び12月に100万円支給と届け出たのに、



12月に150万円支給した場合には  
**12月支給の150万円は全額損金不  
算入とされます。**

ホームページもご覧下さい  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



## 平成20年度与党税制改正大綱

平成19年12月13日与党税制改正大綱が公表されました。  
要点は以下の通りです。

- 研究開発税制において選択適用制度の創設
- 情報基盤強化税制の見直し
- 特定中小会社株式取得課税特例の創設
- 教育訓練費税額控除制度の見直し
- 事業承継税制の拡充策を平成21年度税制改正で創設
- 減価償却制度における法定耐用年数の見直し(大括り化)
- 公益法人制度改革への対応
  - ・公益社団、財団法人における見なし寄付金の損金算入限度額の見直し
  - ・税率の見直し(30%へ、但し800万円以下の部分については22%)
  - ・要件に該当しない一般社団、財団法人は全所得課税が適用
- 寄付金税制の拡充

なお年明けに出される要綱発表時には若干変更となる可能性もありますのでご注意ください。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

### 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)